

○財務省告示第二百五十一号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十六年七月二十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年八月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第四百四十九回）

二 発行の根拠 法律第二十一年法律第三十四号）第四条第一項及び財政

の法律及びその
運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に関する
法律（平成二十四年法律第百
一号）第二條第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六條第
一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法

律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格

五

方募

イ

ロ

六

イ

発

入 価 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 法 入
 札 格 行 札 格 第 参 市 及 入 札 格 ・ 別 債 札 格 決
 発 競 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 定
 行 争 額 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 の

発 別 に ご 務 後 格 競
 行 参 よ と 大 に 競 争
 「 加 る に 臣 行 争 入
 と 者 発 応 が わ 札 札
 い ・ 行 募 各 れ 札 発
 う 第 (限 国 入 の 行
) II 以 度 債 入 募 「
 非 下 額 市 札 入 と
 価 一 を 場 特 あ 決 いう
 格 国 債 市 場 特 っ 定 を 及
 争 債 市 場 参 加 者 財 た 価
 入 場 も 加 者 の 財 た 価
 札 特 の 者 財 た 価

込 募 各 当 も 各
 み 限 国 て の 申
 の 度 債 る か 込
 応 額 市 。 ら み
 募 額 場 特 の う
 を 割 内 参 ち 応
 り 割 り 加 者 募 募
 当 割 り 加 者 募 募
 て 割 り 加 者 募 募
 る 。 各 の 申 申
 申 申

律 の に 九 つ 定 う 額
 第 公 必 億 い に ち 面
 二 債 要 二 て 基 、 金
 条 の な 千 は づ 財 額
 第 発 財 百 、 き 政 で
 一 行 源 六 額 発 法 一
 項 の の 十 面 行 第 兆
 の 特 確 万 金 し 四 九
 規 例 保 円 額 た 条 百
 定 に を 、 で 利 条 七
 に 関 図 財 七 付 一 億
 基 する 政 運 六 債 の
 づ る た 運 六 債 の
 き 法 め 営 十 に 規

八 最 行
九 振 額 替 単 位

十 十 一 一
十 一 一 一
十 一 一 一
十 一 一 一

十 十 二 二
十 三 二 二

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 発 行 行
 払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 札 格 行 行
 込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 行 行
 み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 格 日

五 万 円
 振替法の規定による振替口座簿
 の記載又は記録は、最低額と
 する。整数倍の金額によるものと
 平成二十六年七月二十五日
 平 成 二 十 六 年 七 月 二 十 五 日
 五 銭 面 額 百 円 以 上 の 所 ぞ け 百 一 円 四 十
 銭 面 額 百 円 以 上 の 所 ぞ け 百 一 円 四 十

(一) 一年・五分パーセント
 は、募入決定の通知を受けた者
 は、払込金額に追加の算
 式により規定する日額を第
 十号に規定する日に払い込
 むものとす。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.5 \times 35}{100 \times 365}$$

(二) 発行時において、その利子に
 係る所得税が源泉徴収されるに
 ものとして振替口座簿中の口

十四 初期利子

十五 第二期以後の利子

十六 償還金額
十七 償還金額
十八 元利支額

十九 入札参加者
二十 払込期日

座に記載又は記録されるもの
に、前記(一)の算式に
より算出した金額から該金
額に百分の二十・三一五を乗
じた金額(ただし、当該国債
を發行時に、又は外国法人
が非居住者又は外国法人
である場合に、前記(一)の算式
より算出した金額に適用を受
ける者又は外国法人が適用を受
ける所得税の税率を乗じた金
額)を控除することができる。

平成二十六年十二月二十日を支
払期とし、次の算式により支出
した金額を支払う。ただし、支
払期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う(以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ)。
$$\text{額面金額} \times \frac{1.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年六月二十日及び十二月二十
日を、支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六ヶ月間に属す
る利子を、支払う。
平成四十六年六月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行

財務大臣から通知を受けた者
平成二十六年七月二十五日